

令和3年調布市教育委員会第9回定例会会議録

1. 日 時 令和3年9月24日午前10時00分～午前11時12分（1時間12分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 柏 原 公 毅

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 早 野 賢 二

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 幹 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長 長 崎 光 利

郷 土 博 物 館 長 福 澤 明

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 細 川 真 彦

〈会議に付した事件〉

議案第35号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令）

議案第36号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第37号 令和3年第3回調布市議会定例会提出案件について

議案第38号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の人事異動について）

議案第39号 東京都公立学校副校長の人事について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

本日は、丸山学務課長は都合により欠席しておりますので、御了承願います。

日程に入る前に、私から皆様にお願いがございます。

8月28日に、第六中学校の副校長であった堀田智暁氏が逝去されました。御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますので、よろしく御協力お願い申しあげます。

御起立ください。

(黙祷)

○大和田教育長 ありがとうございます。御着席願います。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。事務局より追加の資料が提出されました。この際、配布された追加日程を日程に加え、審議したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。

また、日程第3の議案第37号は市議会提出案件、日程に追加しました議案第38号から第39号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、当該議案については、非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和3年調布市教育委員会第9回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第9回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規程により、細川委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願いたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2，報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、9月10日現在の進捗状況の報告です。1ページから2ページまでが工事の一覧となっています。

前回の定例会以降、新たに契約した工事はございませんでした。また、No.1の工事が完了し、引き渡しまで完了しました。

続きまして、3ページをお願いいたします。No.1は、飛田給小学校体育館屋根及び外壁改修工事の状況で、外壁の改修がおおむね完了しました。屋根の改修も完了しており、この後、仮設足場の撤去作業を進めます。

No.2は、布田小学校校舎外壁改修工事の状況で、仮設足場の設置が完了した状況です。

No.3は、八雲台小学校体育館空調整備工事の状況で、写真は体育館内の室内機の設置状況です。室外機の設置も完了しており、完了検査は9月29日に実施する予定ですが、試運転を兼ねまして既に授業等で使用できる状況となっています。

続きまして、4ページをお願いいたします。No.4は、富士見台小学校体育館改修工事の状況で、体育館の屋根の塗装が完了しました。

No.5は、柏野小学校給食室改修工事の状況で、給食室の内部や外壁等の解体作業がおおむね完了したところです。

No.6は、石原小学校校庭整備工事の状況で、土の入れ替えが完了し、地盤の高さ調整等の整地作業まで完了しました。この後、トラック等の白線を引くときに必要な目印となるポイントの杭を打ち込む作業を進めます。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、令和3年8月における市内小・中学校の事故等の報告について、9月7日火曜日からのオンライン授業等の実際について、

以上2件の報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　初めに、令和3年8月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。

8月は小学校0件、中学校1件の計1件です。

それでは、中学校1件の詳細について御報告いたします。

8月8日、交差点、管理外、第1学年男子生徒です。当該生徒は、自転車を運転中、水たまりをよけようとしたところ、スリップをして転倒しました。通行人が転倒している当該生徒に声を掛け、自宅まで付き添ってくれました。当該生徒は、保護者と同行の下、病院で受診し、両手首の骨折と診断されました。12日に手術を受け、13日に退院しております。

本件の報告は学校閉庁日であったため、保護者から指導室に第一報が入り、後日、指導室から学校に詳細を確認しております。現在、当該生徒ですが、ギブスが小さくなり、指先が動くということを確認しております。そのため、生活は自分で送れるということを確認できております。

続きまして、令和3年2月における市内小・中学校の事故等の追加報告について報告いたします。

こちらは、小学校1件について追加報告をさせていただきます。

2月20日土曜日、教室、管理内、第1学年男子児童です。4時間目終了後、当該児童は他児童にちょっかいを出しており、他児童はやめてほしいとお願いしましたが、やめてくれなかったため、当該児童を押ししました。当該児童は椅子から落ちて床に座った状態となり、隣の席の児童の机の脚に頭を打ちました。担任は別児童を廊下で指導していたことから、頭を打った状況を把握しておりませんでした。当該児童は、下校後、保護者に学校での出来事を話し、保護者同行の下、病院で受診しております。診察の結果、特別な所見はありませんでしたが、当該児童が頭が痛いと訴えている状況から、脳震とうとの診断を受けております。事故日以降、2月に3日、3月に2日欠席しております。

教育委員会定例会において未報告になってしまった経緯について御報告いたします。

まず、事故日の翌日、21日の日曜日に、保護者の方が市役所宿直のほうに電話をし、宿直から指導室に連絡がありました。その後、指導室から保護者の方に直接連絡をして、事故の状況を確認した後、確認した内容を学校、校長へ報告、学校に対応を求めるよう指導を行いました。また、翌週には指導室から校長へ連絡し、事故の詳細の聞き取りも行って

います。

本件について指導室内でも情報共有は行っておりましたが、教育委員会定例会報告につながる第一報記録用紙が、直接保護者から第一報を受け対応していたことにより、作成されていなかったことが課題となりました。本来であれば、学校からの報告のみならず、保護者から第一報を受けた時点で、第一報記録用紙を作成しなければならないところを、作成されないまま月末を迎えたことにより、教育委員会定例会で報告する事故報告に反映することができなかったということとなります。

今回の8月の事故報告も保護者から直接指導室に入った事故案件でしたが、2月の課題を受け、学校からの報告のみならず、事故の第一報を受けた場合は速やかに第一報記録用紙を作成すること、事故の内容について組織内で情報を共有し、学校へ詳細の報告を要請することなど、事故の情報の流れを確認し、徹底してきました。以後、このようなことがないように気を付けてまいります。

資料2についての報告は以上となります。

続きまして、資料3、9月7日火曜日からのオンライン授業等の実際について御報告いたします。右上、資料3表と記載してある資料を御覧ください。

初めに、オンライン授業の形態についてです。各学校では、学年全体で授業を実施した学校と、学級ごとに授業をした学校とがありました。また、グーグルミートでのつながり方も、1日を3回または2回に分けてつながる学校、②のように、1時間の授業の始めと終わりにつながる学校がありました。

次に、授業の実際の場面についてです。資料には6つの例を示させていただきました。

①は、多くの方々がイメージされている、双方向によるオンライン授業となります。

②は、①のオンライン授業と同じではありますが、実技教科でも実施できていたという場面となります。

③は、オンライン授業の形態①で見られた、課題を提示し、クラスのストリーム、いわゆる掲示板というものに子どもが質問をして、教師が回答している場面となります。また、ストリームの書き込みだけではなく、教師側が常にグーグルミートにつながっており、子どもたちが適時グーグルミートに参加して質問する場面も見られました。

次に④は、動画配信による授業場面です。準備期間となった1週間でオンライン授業期間の4日間の授業動画を作成し、時間割ごとに配信していきました。

次に⑤は、授業の中の一場面となりますが、全体に課題を提示した後、グループごとに

オンラインにつながり、グループによる話し合い活動を行っている場面です。

最後に⑥は、家庭で作成した作品を、写真を使い、オクリンクというソフトを使って送ることで、子ども全員が見ることができるといったことを写したものとなります。家庭から送られた写真を見ながら、学校に登校してきている子どもたちが感想を言い合っていました。

さて、13日月曜日から通常登校を再開したところです。感染不安で欠席している子どもたちへの学習保障も行っていく必要があります。上の写真は、学習保障をしている場面となります。同時双方向で学校と家庭をつなぎ、家庭にしながら授業に参加できるようにしております。また、久しぶりに友達に会えたということで、下の写真となりますが、中休みには校庭で元気に遊ぶ子どもたちの姿も見られました。

今回のオンライン授業等の期間で登校してきた児童・生徒の割合について報告いたします。各校の最大の登校率を示した日の平均となりますが、小学校では約12.4%、中学校では0.3%、また小学校では低学年が約4分の1、登校してきました。家庭の事情のみならず、低学年でオンライン授業が困難な場合や、オンラインでうまくつながらなかった子どもなど、学校が個別に対応してまいりました。

また、13日以降、感染不安等で登校していない児童・生徒は、小学校20校、中学校8校から、割合として一番大きい学校の値を記載しております。小学校では20人で約2.1%、中学校では6人で約2.1%となりました。

成果と課題について報告いたします。

成果は、経験年数や職層に関係なく、授業づくりやICT機器の活用について教え合う場面が見られ、教員個々のICT活用能力の向上につながりました。また、学校全体で研究、研修が進み、組織力向上及び指導改善にもつながりました。また、これらの4日間でオンライン授業の指導方法が確立できたものと認識しております。

課題としましては、課題の量や質により、子どもの課題への意欲や主体性などに差が見られました。また、オンライン授業の形態①、②の違いにより、オンライン接続の差が見られ、学習支援の方法に学校間の違いが見られました。ネットワーク環境、容量制限により長期対応が難しいことも分かりました。

今後に向けてです。①、学校の一部または全部を臨時に休業する場合の学習保障のためのモバイル端末のさらなる利活用が必要となります。また、①のノウハウを活用し、不登校等長期欠席児童・生徒に対する学習保障のためのモバイル端末の利活用も図ってまいり

たいと思います。最後に、通常の授業におけるモバイル端末の効果的利活用も進めてまいります。

今月9月中には市立学校全校の実践内容、成果と課題を集約する予定でございます。その後、調布市としてのオンライン授業を今後どのようにしていくか、まとめていければと考えております。

最後に、裏面となります。裏面は、オンライン授業が始まる前に指導室から学校に向けて、どのようにオンライン授業を行っていけばよいかを示した資料となります。後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上となります。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。福谷委員。

○福谷委員 今回初めてというか、オンラインの実施ですけれども、1つは、今回のオンラインについて教員側の成果として、学校の中でICT活用についての組み立てができてきているということで評価されると思いますが、もうちょっと進んで、授業の内容とかその辺の部分でどういう問題点があるかというところまで掘り下げていただければいいかなと思います。

生徒のほうについても、実際、家庭の中でオンラインの授業を受けて、やはり子どもにとっては学校へ行ったほうが楽しいという声も聞きましたので、当然だろうと思うのですが、ただ、いろいろな状況の中でオンラインが必要な場合もあって、どういう形で子どもが関われるかという内容的なものについても、調べていただけたらいいかなと思います。

あともう1つは、こういう状況を契機として、先程出ました不登校の生徒とか、これもちょっと調布市の負担が増えてしまうのですけれども、行事とか保護者会とかそういうサービスの段階で、オンラインの利用が可能かなと思ったのですが、その辺の見解も教えていただければと思います。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 先生たちにとっても今回のオンライン授業を考える上では、どのように教科の内容を子どもたちに伝えていこうかということでは、先生方たちが相談しながら深められてきたかなと思います。私たちも見させていただきましたが、授業をオンラインでやるためには組み立てが必要ですので、やはり普段の授業改善にもつながって

きているとは感じております。これをストップさせないで、継続していけるように、進めていければと思っております。

また、子どもたちについても、やはり低学年は今回4分の1が登校しているというようにはありましたが、低学年だけでは非常に取組が難しいといった課題、実態も見られたところですが、ただ、この4日間の中で、3日目、4日目には子どもたちが主体性を持って自分たちで関わることができたといった声も聞いております。この機会を契機に、今後、例えば臨時に学校、学年閉鎖をしなければならないといったときにも対応できるように、進めていければと思います。

今後、オンラインの活用ですが、様々なところでこういった機器を活用しながら、実際に一堂に会する必要がない場合は、オンライン等での様々な授業が展開できるということも考えております。目的に応じてオンラインを上手に活用していければと考えております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 よろしいですか。

○福谷委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 同じくオンライン授業のことで質問させていただきます。短い期間、4日間のということでしたけれども、ここの課題のところにも、学校間の違いが見られたと。やり方によってということだと思っておりますが、それに伴う子どもたちの学習の習熟度であるとか理解度への影響はあったのかどうか、その辺のところをまず1点伺いたいということと、課題のところにもありますけれども、ネットワークの環境、要する容量の制限がかかっているのです、それに伴うオンライン授業の進め方というのも非常に大きい課題だと思っておりますが、今後、容量不足で求められる授業の進行ができない可能性も当然あるわけですので、容量の改善だとか、そういうところはどのように考えているのかも教えていただきたいと思っております。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 まず、形態の違いによっての子どもたちの学力の差といったところでは、4日間のカリキュラムを作成した中で、子どもたちのある程度の理解は図れたと思っております。ですが、4日間ですので、いわゆる通常再開した後、振り返って

の学習といったところでは、しっかりと定着させられるとは考えております。これが1箇月の差が出てきてしまうと、一方的に課題だけを提示していた学校と、丁寧に子どもたちとオンラインでつながっている学校での違いは出てくるだろうとは想定しておりますが、この4日間に限って学力の差が出たかというところだと、そこまで心配はしておりません。今、学校が始まったところで、先生たちはオンラインでやった課題も含めて振り返りを行いながら、学習を進めているところですので、その心配は指導室としては捉えていないということになります。

次にデータに関しましては、子どもたちがこのオンライン期間でどのぐらいのデータを使ったのかということ进行调查しているところです。そういったところも分析しながら、今後どういうことができるのかということを検討してまいりたいと思っております。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 どうぞよろしくお願いたします。せっかくのオンライン授業ですから、やはり有効に、対面授業と同様にオンラインでも効果を出していくところをぜひ研究していただければと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 まず私から、ちょっと残念だったなと思うことです。「ちょうふの教育」の9月20日号が家庭に届けられたのですが、今、濱田統括がおっしゃられた4日間での学校の成長の様子がここには載っていません。載っているのは、以前の様子です。今はちょっと違いますよというのがどこかで発信できたらいいのになと思いました。テレビとかで映された学校もありましたけれども、今、学校はもっと頑張っているよという発信をしていけたらなという思いであります。これが1つです。

もう1つは、これもちょっと感想的なものになるのですが、調布市が夏休みの延長と始業式後の4日間をオンライン授業にしたことが、大変いい判断だったなと思いました。このことで子どもの感染の拡大もかなり防げたのだらうなとも思いますし、その裏で、こうしてオンライン授業に先生たちは覚悟して取り組めたかな、短期間でどの先生もある程度オンラインの授業ができるところまでになったかなと。これは教育委員会の方策としてはとてもよかったなと思います。

私も何人かの先生方に聞きましたら、この取組は楽しかったと。結構苦しかったけれども、楽しかったという声を、にこにこしながらいろいろな先生から聞かれたのが、私としてもとてもうれしかったなと思います。今、資料3の中に成果と課題が幾つかありますけ

れども、こういう成果と課題が生まれてきたのも、実践あってからこそこのところで、すばらしいなと思います。

そして、ここからは意見も入るのですが、今後に向けてのところですが、3つあるのですが、すべてがモバイル端末のさらなる活用という方向であるのですが、この活用の裏に、ちょっと乗り遅れたという学校や先生が多分あるかなと思います。その先生方もぜひ前に進められるような支援の在り方を、策として考えながら進めていただけたらなというのが1つ。

それから、この頃テレビで報道されています町田市の事件なども、オンラインがあつてからこそみたいな形で報道されたりもしています。リスクも伴っているということを感じながら、なるべくそういうことを招かないような取組も今後進めていただけたら有り難いです。

○大和田教育長　ただいまのは御意見ということでよろしいですか。

○千田委員　はい。

○大和田教育長　ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　資料3についての御意見等が多いわけですがけれども、私も1つお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、テレビで調布のオンライン授業の様子が放映されて、恐らく視聴されている方は調布は進んでいるなど思われたのではないかなと。うれしい反面、全校がそうだといいなという感想も持ったところがございます。

それにしても、初めて全校でオンライン授業が行われたということは大変意義があることではなかろうか、よかったなと思っております。指導室を始め教育委員会としても、御配慮、御苦労は大変大きいものがあつたのではなかろうかなと思いますが、感謝を申しあげたいと思います。

先ほど統括のほうからる説明があつたわけですが、1つだけ、指導の方法の確立ができたのではなかろうかという話がありましたが、私が思うに、本来、GIGAスクール構想のねらいというのは、一人一人に端末を持たせて、自主的、主体的な学習が進められるようにというところが大きいのではないかな。ここの指導で留意していかなければいけないのは、課題を先に示されてしまうと、やはり従来の教師一斉の同じ方向を向いた授業に陥りがちではないかな。だから、現場の先生方には、それも大事だけれども、これは学年の発達段階によって違うわけだと思いますが、それが主ではないのだということは今後の研修

等でぜひ御指導いただきたいなと思います。

今回、4日間という短い期間でありましたけれども、これから、台風であるとか大雪、大雨、そういう災害、あるいは酷暑等々で学校を休校せざるを得ない状況も想定されるから、そういう中でも安心して保護者もオンライン授業に任せ、委ねられるといえますか、そのような指導ができるような研究の推進、あるいは研修会の充実を、やはり今まで以上に回数を増やしていく必要があるのではなかろうかと思います。課題解決学習これ一本、これで良いのだみたいに思われるのを私は非常に恐れるところがございますので、その辺、これからの構想がもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 今お話のありました、モバイル端末を活用した今後のオンライン授業についてということですが、今回4日間実施させていただいたオンライン授業に関しましては、一番は子どもの命と健康を守る感染予防対策ということで実施したオンライン授業でございました。そういうところの中では、先ほどの資料にもありましたように、2つの授業のパターンという形で、学校のほうでは、限られたネットワークの制限の中でオンラインの授業を展開するということでは、ある1つのモデルができたのかなと思っております。

ただし、1人1台端末は単に感染予防のためだけに使うものではなくて、最終的には、奈尾教育長職務代理者おっしゃられたように、GIGAスクール構想というところの、子どもたちの学習の個別最適化を目的に配布したものでございます。今回、オンラインの授業で様々な取組をやってきたところではあるのですが、まずは指導の個別化、子どもたちが自分の状況に合わせて端末を活用して、自らの学習を進めていく。あともう1つは、学習の個性化、子どもたちは自分が興味、関心を持った様々な課題に対して、自分で計画を立てて、その問題解決に取り組んでいく。そのような学習を、1人1台端末を使って展開できていくような、そこを最終ゴールにして取り組んでいきたいと思っているところです。

先ほど、学校間格差もあるというようなお話もいただきました。初めの一步の4日間というようなことなので、学校間格差、それから教員の指導力の差も確かにございます。そういうことに関しましては、今回の機会を指導室として、教育委員会として、どう先生方に返していくのか。または、先生方の中でどう課題意識を継続して持たせていくのかというところでは、今後、在り方、システム、支援の状況については検討してまいりたいと思

っているところです。

最後に、先ほど千田委員から町田市の件で心配があるというようなことでお話をいただきました。子どもたちが1人1台の端末を使うということで、まだ文房具としての活用には、なかなか至っていないところがあるかと思えます。メールであったり、チャットであったりというところでのいろいろな制限等に関しては、こちら側の教育委員会も配慮していくことが必要だとは考えております。

ただ、一方では、どんな便利な道具があったとしても、使う人の心で狂気にもなる。はさみであったとしても、とても便利であるけれども、ある面、傷つけるようなことにもなってしまうというようなことでは、ICT機器を使うことに関しても、子どもたちの相手を思いやる心であったり、駄目なものは駄目であるという規律を重んじる心であったりということで、今後も学校のほうは人権教育、道徳教育、そして情報モラル教育を十分に行っていて、だれもが安心してICT機器を使って自然にいろいろな様々なことに活用できるようにしていきたいと考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 学校間格差という言葉もありましたけれども、私は、学校間格差というのは、いわゆる教員、教師間の格差イコールだろうと思えますし、またそれは、ひいては学校長の考え方、あるいは指導力と言ってもいいと思うのですが、その差も影響しているのではなかろうかと思えます。それが子どもに伝える、あるいは伝わっていくわけですから、そこに格差があつては、あるいは差があつてはいけないと私は思うところでございます。

研修会等々を通じて、現場を預かる、子どもに直接指導する担任教師もそうですけれども、管理職に対してもそういった指導をぜひお願いしたいと希望いたします。よろしく申し上げます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 皆さん、オンラインの話をされているので、それに付け加えてというか、まだお聞きしたいことが少しありますので、確認をさせていただきたいです。

まずは、千田委員からも先ほどありましたけれども、今回、夏季の休業を延長して、オンラインの授業をするというように早く決めたことは、保護者や市民の方からとてもすばらしいという声がたくさん聞かれておまして、そこは事務方の皆さんの検討、判断がすばらしかったと評価しているところであります。

その中で、夏季休業が延長になったことによって、その間、オンラインに向けた準備が、先生方も多分しっかりできたところだろうと思います。ただ、こちらの教育委員会として、先ほど通信環境、通信容量不足に対する対応というところで、子どもたちの使ったデータ量については現在調査、把握して対応していくようなところがあるということでお聞きしましたが、今度、学校側の通信容量の不足というところはどのようになっているのか。それに対する今後の対応もやはり必要なのではないかと思います。

というのも、朝、昼、夕の3回でありますとか、授業の前後の10分、15分間ずつというのは、先生方にとっても非常に負担が大きい。通しで双方向でできるのであれば、通常の授業プラス、オンラインの形であったとしても、そんなに大変ではないのだという声も、私も学校に行ってお聞きしました。やはり通信環境として全クラスで全時間双方向でできるぐらいの容量を学校側がきちんと確保するということは、今後、例えば学級閉鎖とか学年閉鎖とかになったときには必要になってくる場所であるでしょうし、予算的には大変厳しいところもあると思いますけれども、そうした設備の環境を整えていくことは、今後の第6波ということも含めて考えますと、必要になってくる場所だろうと思いますので、そうしたところもぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、保護者、児童・生徒を対象にして、今回のオンライン授業についてのアンケートみたいなものを取るということは、お考えいただけるとうれしいなと。今、それこそクロームブックでありますとかタブレットが配られている中で、アンケートを取るということは、これまでと比べますと非常に容易になってきていると思いますので、ぜひ教育委員会として保護者、児童・生徒の声を直接把握するというのもあっていいのではないかと思います。そんなところをお聞きしたいです。

○大和田教育長 高橋指導室学校教育担当課長。

○高橋教育部副参事兼指導室学校教育担当課長 今、通信環境についての御質問を大きくいただいたかと思っております。今回、この4日間のオンライン授業を進めるに当たりましては、1人1台5ギガバイトというLTE通信の制限がございます。これは月間5ギガバイトなのですけれども、家庭にWi-Fiがないところについては、恐らく5ギガを超えてしまうだろうというところがありましたので、事前に事業者のほうに通信容量の緩和について検討をお願いして、10ギガバイトまで容量を緩和していただくという特別な対応をさせていただいたところでした。

学校側で家庭にWi-Fi環境がないところの調査を改めてさせていただいたのですけ

れども、1万5,600人とか1万5,700人の児童・生徒が今いますが、そのうちの880世帯でWi-Fiがないという回答が返ってきましたので、約5%になるかと思えますけれども、その家庭のお子さんたちの端末について10ギガバイトまで緩和をしたという措置を取りました。

1時間の授業で動画をずっと流しっ放しにしますと、どうしても1ギガバイト食ってしまいますので、6時間授業をやりますと6ギガバイトで、1日で終わってしまうのです。10ギガにしても五十歩百歩でほとんど変わらないというところですので、例えば1箇月、オンライン授業で動画を流しっ放しにしますと200ギガバイト以上ないと成り立たないというところもありますので、これを行政側でずっと負担し続けていくというのはちょっと難しいかなと思っています。

今現状、1箇月、1人1台5ギガバイトなのですけれども、全体で平均しますと2ギガバイトぐらいしか使ってきていないのです。ですので、全体で使い切っていないところで、また容量を増やしていくというのもちよっと厳しいかなと思っていますから、今後は1人1台5ギガバイトではなくて、5ギガバイト掛ける1万5,600人とかで、全体の総量をみんなで共有するというような、バンドル共有という仕組みなのですけれども、そういった契約内容に変更することも今検討しております。それでも足りないということになりましたら、またいろいろな検討も出てくるかと思えますけれども、通信容量についてはそういった形で改善を図っていければかなと思っています。

学校側のWi-Fi環境なのですけれども、教員のタブレット端末でインターネットに支障なくつながっていくという分の容量については確保できていると思えますけれども、子どもたち全員Wi-Fiにつなげた状態ということになりますと、これはちょっと難しいということになっていますので、その辺も今後の活用状況を見ながら、こういった改善ができるかというのは検討していきたいと思っています。

最後に保護者のアンケートについてなのですけれども、今、いろいろな学校の学校便りを見ていますと、既に学校のほうで保護者アンケートを実施しているところもあって、それを学校便りにこういった結果でしたというようなことで、お子さんたちの評価ですとか保護者の方の評価なども出しているところもあります。あとは、保護者側の団体さんのほうで既にやっている内容があって、それを校長会等々にお伝えしてもらえないかというようなお話もいただいていますので、そういったものもちよっと見させていただきながら、今後また検討していければかなと思っております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。各家庭の通信環境が、世帯数で言うと5%、児童・生徒数で言うと10%ぐらいなのではないでしょうか、その中で平均2ギガしか使っていないということは、Wi-Fiのない家庭が自宅等でオンラインにつなぐと容量がオーバーしてしまうというか、逆に言えば、Wi-Fiのある家庭は学校で使わなければ2ギガ以下に抑えられる、学校での通信以外で考えるとそのようになるのかなというところもありますので、先ほどの全体として5ギガというところで、自宅でWi-Fiが使えない家庭である程度容量を使えるようにできると、確に対応はできるのかなとも思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

あともう1つ確認したいのですけれども、学校側の環境としてちょっと聞いたのが、まず、朝の学活とか夕方の学活とか、全クラスですべての先生が全児童・生徒と双方向に通信はできているだけの環境はあるということですよ。ただ、その様子を、例えば授業を同時に見てもらうような形で、先生が手元で見るタブレットと、もう1つ、授業の様子を映すタブレットなりなんなりを両方使うと、通信容量がオーバーしてしまうというようなお話もちらっと聞いたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。そんなことがあるのかなと。ちょっとお聞きしたいです。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 2台使っているという学校は、まず教員は手元で教員用のタブレットを使って授業をします。もう1つは、子どもが使っている端末の予備機でグーグルミートにつながって、そこで子どもたちがどのような表情をしているとか、学習をしているのかという確認ができる。つまり撮影するための端末として使っております。各学級分は予備機が今学校にありますので、教員は教員用タブレットで授業をしながら、iPadだったらiPad、子どもと同じような端末を使って映して、そこでオンラインとつながるということをやっておりました。

教員機は学校のWi-Fiにつながることができますので、基本的にはできます。ただし、予備機は子どもと同じ端末なので、制限があるといったところで、課題が出てきたかなとは思っております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 そういうことなのですね。では、学校側のWi-Fiにつなげるタブレットなりなんなりをもう1つ用意すれば、その課題は解消されるということですか。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 1 教室で 1 台分で担任が学級で子どもたちとつなぐ分にはつながるのですけれども、1 教室で、いわゆる教員用の端末と子ども用の予備機の端末を W i - F i につなげることで倍の容量使用してしまうので、そこがちょっと課題が出てくるかなと思います。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 そうなると学校側の通信容量としての課題が出てくると。でも、それができれば、子ども側、家庭側の W i - F i 環境というかそういったものがもうまく整備できれば、授業を双方向で見ることはできるようになっていくということですよ。分かりました。いいです。

アンケートについてです。アンケートについて別の団体がしているのも、もちろん私も承知しておりますが、そのアンケートの内容も各校で違うところもあると思いますし、教育委員会として、民間の団体が出しているのもまた一つ有効かもしれませんが、そうではないところで取ってもいいのかなと思ったので、ひとつ申しあげたような次第であります。

以上です。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第 3 議案

議案第 35 号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令）

○大和田教育長 次に、日程第 3、議案に入ります。

議案第 35 号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について鈴木教育総務課長から提案理由の説明を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 議案第 35 号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

提案理由につきましては、資料の 1 枚目、議案書の最下段に記載のとおり、調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を教育長が臨時代理により処理したため、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規程により提案するものであります。

具体的には、学務課所管の就学入学通知書になりますが、従来、調布市教育委員会の印影をあらかじめ印刷したはがきサイズの様式に対し、児童・生徒の名前、入学指定校の個別の情報を庁内の専用プリンターで印刷した後、発送処理を行っておりました。

このたび、当該はがきサイズの様式を印刷していた専用のプリンターが、リース満了により使用できなくなることを受け、様式をA4判に改めるとともに、学務課にあります学事システムから直接印刷ができるよう、当該システム内に調布市教育委員会の印影を電子公印として設定するに当たり、規程の整備が必要となりました。

中学校の新入学生に対する入学通知書を11月上旬に発送する例年の事務を行うためには、8月30日までに電子公印をシステム内に設定する必要があったため、同日付けで教育長の臨時代理により処理をさせていただいたものになります。

それでは、資料の後ろから3枚目に添付しました新旧対照表により主な改正内容を説明いたします。新旧対照表を御覧ください。

こちらの新旧対照表につきましては、資料を横向きに見まして、右側が改正前、現状の規程から、左側、改正後に改める内容であります。また、改正箇所は下線を引いております。

新旧対照表の1/6から5/6ページの下線付きの改正内容につきましては、これまでの書面に押印する公印以外に、公印の印影をデータ化し、システムなどにおいて利用する電子公印の定義や、新調、改刻、廃止の申請手続き、管理、使用の手続きなどについて、市長部局における規程と同様に整備したものになります。

また、5/6ページの別表第3、そして裏面の6/6ページの別表第4につきましては、今回、学務課の学事システム内において使用する電子公印の具体的な名称、書体、ひな形などについて規程しております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 従来、公印使用簿に書いていますよね。今回、電子公印使用簿という2つになるということですか。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 今、奈尾教育長職務代理人から御質問いただきました内容につき

ましては、普通の紙に印鑑で押す場合については、公印使用簿というものに都度記録をして、残して、公印を押しましたよということを記録してやる制度がございます。

今回、電子公印になったときに、恐らく市長部局のほうで同様の扱いをしているところではございますけれども、その公印使用簿に一々都度書かなければいけないものなのか、それとも、電子公印という制度になったので、公印の手続きについては不要になったのかというところについて、今詳細が確認できませんので、改めて担当部署のほうに確認して対応してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 よろしいですか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 第7号様式、いわゆる18条関係のところ電子公印使用簿というのがありますよね。今の説明でいくと、量的にかなり膨大なものになってしまう。そうすると、この使用簿には、以下何人とか、そういう使い方になるのですかね。つまり、電子公印使用簿というのはどういうときに使われていくのかなど。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 今、紙ベースに公印を押す際には、押した日付だとか件名を詳細に記録して残しておく。要は公印の管理について適切に行っていくということがございますので、恐らく電子公印についてもそういった規程の中でやっていく制度であると認識しておりますので、詳細な手続きについては、電子公印の規程が整備された段階でまた市長部局の担当のほうに確認しながら、適切に運用してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 分かりました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第36号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について

○大和田教育長 次に、議案第36号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する

る規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件について鈴木教育総務課長から提案理由の説明を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 議案第36号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」、説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の最下段に記載のとおり、令和3年10月1日から東京都における最低賃金が1,013円から1,041円に改定されることに伴いまして、改定後の最低賃金を下回る会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものであります。

それでは、2枚おめくりいただきまして、添付しました新旧対照表により主な改正内容を説明いたします。

新旧対照表の5/17ページをお願いいたします。こちらの表の項番4に記載の調布市教育委員会技能補助員（用務員）の時給単価の報酬額を1,020円から1,050円に改めます。

続きまして、最終ページ、17/17をお願いいたします。こちらの項番30の保育士（臨時）につきましては、公民館等における事業の際に、乳幼児をお連れの受講者でも参加しやすくするため、保育付きで事業を開催する場合があります。その際に一時的に任用する会計年度任用職員になります。こちらの下段、無資格者の時給単位の報酬額を1,030円から1,050円に改める内容でございます。

なお、改正内容は、東京都における新たな最低賃金の適用に合わせてともに、市長部局における同様の規程の整備に合わせてまして、来月10月1日から施行させていただくことを予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

これはよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

次の議案からは非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は退席をお願いいた

します。本日も傍聴，ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長　　以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員